

国立大学法人東京農工大学補助金等経理事務取扱規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学補助金等経理事務取扱規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)及びその他の補助金の取扱要項等(以下「補助金規程等」という。)に基づき特別の定めのあるもののほか、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における文部科学省科学研究費補助金等の補助金並びに各省各庁等で実施する補助金及び研究助成金等(以下「補助金等」という。)の経理事務の取扱いについて定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「研究担当者」とは、補助金等を使用して、本学における研究を実施する責務を負った者をいう。</p> <p>(2) 「研究課題」とは、補助金等の交付の対象となった研究についての事業をいう。</p> <p>(3) 「交付等」とは、補助金等の交付及び研究担当者への配分をいう。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の補助金等に係る間接経費の扱いについては、別に定める。</p> <p>(経理の委託)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する研究担当者に交付等をされた補助金等については、その経理を学長に委託しなければならない。</p> <p>(事務の総括)</p> <p>第5条 学長は、本学における補助金等に関する事務を総括し、国立大学法人東京農工大学会計規則(以下「会計規則」という。)第4条に規定する会計機関に経理事務を行わせるものとする。</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)及びその他の補助金の取扱要項等に基づき特別の定めのあるもののほか、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における文部科学省科学研究費助成事業に係る競争的資金並びに各省各庁等で実施する補助金及び研究助成金等(以下「補助金等」という。)の経理事務の取扱いについて定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「研究担当者」とは、次号に規定する研究課題等を実施する責務を負った役職員等(本学で受け入れた日本学術振興会特別研究員を含む。)をいう。</p> <p>(2) 「研究課題等」とは、補助金等を使用して、本学の施設設備を利用して実施する研究等の補助事業及び助成事業をいう。</p> <p>(3) 「交付等」とは、補助金等の交付及び助成並びに研究担当者への配分をいう。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(経理の委託)</p> <p>第4条 前条に規定する研究担当者に交付等をされた補助金等のうち直接経費については、その経理を学長に委託しなければならない。</p> <p>(事務の総括)</p> <p>第5条 学長は、本学における補助金等に関する事務を総括し、国立大学法人東京農工大学会計規則第4条に規定する会計機関に経理事務を行わせるものとする。</p>	

<p>(預託等) 第6条 <u>学長に交付等された補助金等は、原則として研究課題ごとに個別に学長の名義を もって学長の指定した銀行に預託するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(送金通知) 第7条 (略)</p> <p>2 出納命令役は、前項により送金に関する通知を受領したときは、前条第1項の規定により<u>銀行に預託するものとする。</u></p> <p>(帳簿) 第9条 出納命令役は、<u>補助金等の</u>研究課題別に収支簿を備え、その収支を明らかにしな<u>ければならない。</u></p> <p>(取得物品等の寄附手続) 第10条 研究担当者は、補助金等により取得した設備、備品及び図書等について、<u>補助金規程等に定めのある場合を除き、取得後、直ちに本学への寄付手続を行わなければならない。</u></p> <p>(利息の取扱い) 第11条 出納命令役は、原則として毎会計年度末までに補助金等の預金利息を計算し、各研究課題別の当初の預託額により案分する等の方法により研究課題ごとの配分額を決定し、研究担当者に通知しなければならない。<u>ただし、本学で一括又は部局毎に預金した場合の利息については、それぞれ一括して使用することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(雑則) 第12条 (略)</p>	<p>(預託等) 第6条 <u>前条の規定に基づく経理事務に際し、補助金等のうち直接経費については、その受入れ及び支出を本学の収入及び支出に計上せず、本学の取引金融機関の預金口座に預託するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(送金通知) 第7条 (略)</p> <p>2 出納命令役は、前項により送金に関する通知を受領したときは、前条第1項の規定により預託するものとする。</p> <p>(帳簿) 第9条 出納命令役は、研究課題別に収支簿を備え、その収支を明らかにしなければならない。</p> <p>(取得物品等の寄附手続) 第10条 研究担当者は、<u>補助金等のうち直接経費</u>により取得した設備、備品及び図書等について、<u>補助金等に特別の定めのある場合を除き、取得後、直ちに本学への寄附手続を行わなければならない。</u></p> <p>(利息の取扱い) 第11条 出納命令役は、原則として毎会計年度末までに<u>補助金等のうち直接経費</u>の預金利息を計算し、各研究課題別の当初の預託額により案分する等の方法により研究課題ごとの配分額を決定し、研究担当者に通知しなければならない。<u>ただし、本学が一括して金融機関における利息の生じない預金口座に補助金等を預託した場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第6条第1項及び前2項の規定にかかわらず、科学研究費助成事業に係る競争的資金の預託による預金利息については、本学の収入として取り扱うものとする。</u></p> <p>(間接経費の取扱い) 第12条 <u>補助金等のうち間接経費については、研究担当者は本学に譲渡し、本学は収入として受け入れるものとする。</u></p> <p>2 <u>競争的資金に係る間接経費については、直接経費で充当すべきものを使用してはならない。</u></p> <p>3 <u>間接経費の使用に関する方針等については、別に定める。</u></p> <p>(雑則) 第13条 (略)</p>	
--	---	--

附 則(規程第 44 号)

この規程は、平成 26 年 7 月 28 日から施行する。